

指定居宅介護支援事業所
サンライフえさし指定居宅介護支援事業所
重要事項説明書

医療法人 青樹会

更新日 令和 8 年 6 月 1 日

当事業所は、介護保険の指定を受けています
【岩手県指定 介護保険事業者番号】
0371200197

当事業所は、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供いたします。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事等を、次の通り説明いたします。

担当介護支援専門員（ケアマネージャー）

1. 事業所内容

（１）事業者（事業所設置法人）

法 人 名 医療法人青樹会
所 在 地 〒020-0815
岩手県盛岡市小杉山 15 番 3 号
電 話 番 号 019-601-2723
F A X 番 号 019-624-7712
代 表 者 名 理事長 田中 由紀子
設 立 年 月 平成 9 年 4 月 9 日

（２）事業所名称等

事 業 所 名 サンライフえさし指定居宅介護支援事業所
所 在 地 〒023-1101
岩手県奥州市江刺岩谷堂字下惣田 290 番地の 3
電 話 番 号 0197-35-8480
F A X 番 号 0197-35-8482
管理者氏名 馬場 久美子
開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日

(3) 事業所の目的と基本理念

* 目 的

事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

* 基本理念

- ①利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。
- ②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
- ③いつも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心で接します。
- ④利用者の生きがいを高め、自立での意欲を支援していきます。

(4) 営業日及びサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りといたします。

- ① 営 業 日： 月曜日から金曜日
- ② 営 業 時 間： 8:30 から 17:30 まで
- ③ 但し、電話等により 24 時間常時連絡可能な体制をとり、利用者の状況に応じて対応できる体制とします。

(5) 職員配置状況

職 種	員 数	運 営 基 準
管 理 者	1 名以上	1 名（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	2 名以上	1 名以上
そ の 他	0 名	必要人員の配置

2. 事業の実施地域

奥州市

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

利用申込み → 居宅介護支援契約締結 → 課題分析 → 居宅サービス計画原案作成
サービス担当者間の調整 → 利用者への説明と同意の確認 → 「サービス提供票」の作成と管理 → サービス提供 → 実施状況把握と連絡調整 → 「給付管理票」の作成と提出

4. サービス内容

- ・ 居宅サービス計画作成

- ① 居宅サービス計画の作成にあたっては、複数の指定居宅サービス事業所を紹介するとともに、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を行います。
- ② 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

- ・ 経過観察、再評価

- ① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行います。
- ② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能となります。
 - (ア) 利用者の同意を得ていること
 - (イ) サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること
 - (i) 利用者の状態が安定していること
 - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）
 - (iii) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること
 - (ウ) 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること

- ・ 要介護認定等の申請に関わる援助

- ・ 生活上の課題の把握（居宅サービス計画ガイドライン、または、課題分析）

- ・ サービス事業所との連絡調整

- ・ 施設入所への支援、また入退院時の医療機関との連携（入院時は介護支援専門員の氏名・連絡先を病院側へお伝えください。）

- ・ 相談、苦情対応

5. 利用料金について

- (1) 居宅介護支援利用料は、法定代理受領により居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。
- (2) 介護保険適用の場合でも保険料の延滞等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下表の通り料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
- (3) サービス提供証明書を後日市町村窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

① 基本料金

(1) 居宅介護支援費Ⅰ

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護１・２	要介護３～５
介護支援専門員１人に当りの利用者の数が４５未満の場合又は４５以上である場合において、４５未満の部分	居宅介護支援費（ⅰ）１ 10,860 円	居宅介護支援費（ⅰ）２ 14,110 円
“ ４５以上である場合において、４５以上 60 未満の部分	居宅介護支援費（ⅱ） 5,440 円	居宅介護支援費（ⅱ） 7,040 円
“ 60 以上である場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費（ⅲ） 3,260 円	居宅介護支援費（ⅲ） 4,220 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また、2 ヶ月以上継続している場合には算定しません。

※ 特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。

※ 45 以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費（ⅱ）又は（ⅲ）を算定します。

(2) 居宅介護支援費Ⅱ（ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所）

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護１・２	要介護３～５
介護支援専門員１人に当りの利用者の数が５０未満の場合又は５０以上である場合において、５０未満の部分	居宅介護支援費（ⅰ） 10,860 円	居宅介護支援費（ⅰ） 14,110 円
“ ５０以上である場合において、５０以上 60 未満の部分	居宅介護支援費（ⅱ） 5,270 円	居宅介護支援費（ⅱ） 6,830 円
“ 60 以上である場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費（ⅲ） 3,160 円	居宅介護支援費（ⅲ） 4,100 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また、2 ヶ月以上継続している場合には算定しません。

※ 特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。

※ 50 件以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、50 件目以上になった場合に居宅介護支援費（ⅱ）又は（ⅲ）を算定します。

② 加算料金

(単位：円)

項目	金額
初回加算（新規居宅サービスを作成した場合） （要介護状態区分が2段階以上変更）	3,000
特定事業所加算Ⅰ	5,190
特定事業所加算Ⅱ	4,210
特定事業所加算Ⅲ	3,230
特定事業所加算A	1,140
特定事業所医療介護連携加算	1,250
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000
通院時情報連携加算	500
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000
ターミナルケアマネジメント加算	4,000
介護職員処遇改善加算	2.1%

6. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者

7. 身体拘束等の原則禁止について

- (1) サービス利用の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、機関等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の身体の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとします。

8. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業従業者に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

9. ハラスメントの防止について

事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

10. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (2) 定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 事故発生時の対応

サービス提供時において事故が発生した場合は、速やかに家族、関係市町村、主治医に状況説明報告をし、市町村には事故報告書を提出いたします。

また、事業所の居宅サービス提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

12. サービスの内容に関する苦情

(1) 事業所の苦情相談窓口

- ①担 当 者： 馬場 久美子
- ②電 話 番 号： 0197-35-8480
- ③FAX 番 号： 0197-35-8482
- ④受 付 時 間： 毎日 8:30～17:30

(2) 事業所以外の相談・苦情窓口

事業所以外に、下記の苦情相談窓口にも苦情を伝えることができます。

(行政機関その他苦情受付機関)

行政機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
奥州市役所 福祉部 長寿社会課	岩手県奥州市水沢大手町 1 丁目 1 番地	0197-24-2111	0197-22-2533
奥州市役所江刺総合支所 健康福祉グループ	岩手県奥州市江刺大通り 1 番 8 号	0197-35-2111	0197-35-5120
岩手県 保健福祉部 長寿社会課	岩手県盛岡市 内丸 10- 1	019-629-5411	019-629-5444
国民健康保険団体連合会 介護保険課分室	岩手県盛岡市大沢川原 三丁目 7 番 30 号	019-604-6700	019-604-6701

1 3. 守秘義務

介護支援専門員は正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中及び退職後も他に漏らしません。

1 4. その他

- (1) 事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。
- (2) ご要望やご質問がございましたら、何なりと事業所の管理者またはスタッフにお声がけください

重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和 年 月 日

所属 サンライフえさし指定居宅介護支援事業所

氏名 _____

重要事項説明書の内容に関する説明を、上記の担当者より受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名

代理署名者 _____

利用者との関係()